

【公開版】

2020年10月8日  
日本原燃株式会社  
再処理事業部

### 設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理

設工認申請対象設備は、規則の要求事項に対応する事業変更許可申請書の許可事項を達成するための設計方針を整理するとともに、詳細な設計図書レベルで各条文の機能要求ごとに設工認申請対象範囲の色塗りを実施した上で、設工認申請対象設備を整理する。

本整理は、様式-2において、様式-6、7で整理した機能ごとに設計図書に設工認申請対象範囲を色塗りするとともに、設工認作成要領で整理する設工認申請対象設備の対象の考え方に基づき、設工認申請対象設備を抽出する。

上記で抽出した設工認申請対象設備に対して、該当する「再処理施設の技術基準に関する規則」の各条・項を整理する。

今回は、事業変更許可申請書で固有名称を記載している設備のうち、安全上重要な施設、耐震Sクラス、重大事故等対処設備の常設の設備（建物・構築物、配管、ダクトは除く）を以下のとおり整理した。

上記以外の設備についても今後整理を実施する。

#### （1）施設区分

- 事業変更許可申請書（添付書類六）の「再処理施設の構成」に記載された施設の区分（使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他再処理設備の附属施設）を記載

#### （2）設備区分

- 事業変更許可申請書（添付書類六）の「再処理施設の構成」に記載された設備、設備又は系、系のうち、最小単位の区分を記載

<例：ウラン・プルトニウム混合脱硝系の場合>

設備	設備又は系	系
ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝系	—

最小単位の「ウラン・プルトニウム混合脱硝系」を設備区分に記載

(3) 機種

- 以下14種類に分類した機種を記載
- 複数の機器で構成されるユニット設備は機種を重複して記載（今回は、中央制御室空調ユニット、非常用ディーゼル発電機、冷却塔を記載。その他の設備は、今後記載予定。）

No	機種名	No	機種名	No	機種名	No	機種名	No	機種名
1	容器	4	圧縮機	7	主配管	10	建物・構築物	13	電気設備
2	熱交換器	5	送・排風機	8	フィルタ	11	搬送設備	14	計装設備
3	ポンプ	6	主要弁	9	排気筒	12	機械装置類		

(4) 機器名称

- 設工認申請対象設備の機器名称を記載（今回は事業変更許可申請書に記載された固有名称を記載）

(5) 設置場所

- 設工認申請対象設備を設置する建屋名を記載

(6) 数量

- 当該機器名称に該当する機器の数量を記載

(7) 申請回

- 設工認申請対象設備の申請回を記載（今後、申請回を記載する予定）

(8) 変更区分

- 設工認申請の内容を踏まえ、以下の区分を記載

「既設」：既認可の設備であり、追加・変更評価を実施しない設備

「新設」：新たに設置する設備または既設設備で新規で申請する設備

「増設」：既認可の設備であり、構造及び機能が既存と同一の設備の台数を増やす設備

「改造」：既認可の設備であり、更新又は改造する設備

「確認」：既認可の設備であり、工事を実施しないが、追加・変更評価を実施する設備

「撤去」：既認可の設備であり、撤去する設備

(9) DB区分

- 安全上重要な施設は「安重」、安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設以外は「非安重」、重大事故専用の重大事項等対処設備は「－」を記載

(10) SA区分

- 重大事故等対処設備のうち、常設設備は「常設」、可搬設備は「可搬」と記載

(11) 耐震設計

- 設計基準のうち、耐震重要度分類に従って耐震設計を行う設備は、耐震クラス「S」、「B」、「C」のいずれかを記載
- 設計基準設備のうち、耐震重要度分類によらずにS s評価を行う設備は「S s」と記載
- 設計基準設備のうち、重大事故の選定において1. 2 S s評価を考慮する設備に整理した設備は「1. 2 S s」と記載
- 重大事故等対処設備のうち、1. 2 S sで耐震設計を行う設備は「1. 2 S s」、S sで耐震設計を行う設備は「S s」、耐震Bクラスに適用される地震力で耐震設計を行う設備は「B」、耐震Cクラスに適用される地震力で耐震設計を行う設備は「C」と記載

(12) 技術基準の各条、項

設工認申請対象設備ごとに技術基準の各条、項に対して以下の考え方で記載する。各条、項の記載内容については、様式の整理結果も踏まえて継続して精度上げを実施する予定。

- 技術基準の各条、項に対して、適合性確認を実施するものは「○」、適合性について既認可から変更がないものは「△」、条文の適用を受けないものは「－」を記載
- 施設共通の条文（第七条 津波による損傷の防止、第九条 再処理施設への人の不法な侵入等の防止）は、設工認申請対象ごとに条文の適用を受けないため、「－」を記載

以上



































































設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理（再処理施設）

番号	施設区分	設備区分	機種	機器名称	設置場所	数量	申請回	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	津波による損傷の防止		火災等による損傷の防止		重大事故等対処設備		材料及び構造	臨界事故の拡大を防止するための設備	冷却機能の喪失による影響を低減するための設備	放射線分解による水素発生による爆発に対するための設備	高機敏等による火災又は爆発に対するための設備	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	放射性物質の漏えいに対するための設備	工場等外への放射能汚染等の防止	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	電源設備	計装設備			制震	監視測定設備	緊急時対策所	通信連絡を行うために必要な設備
												第三十四条	第三十五条第1項	第三十五条第2項	第三十五条第3項	第三十五条第4項	第三十六条第1項											第三十六条第2項	第三十六条第3項	第三十七条第1項				
546	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線A	前処理建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
547	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線A	分離建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
548	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線A	分離建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
549	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線A	精製建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
550	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線A	制御建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
551	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線A	クラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
552	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線A	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	2		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
553	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線A	高レベル廃液ガラス固化建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
554	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線B	前処理建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
555	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線B	分離建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
556	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線B	分離建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
557	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線B	精製建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
558	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線B	制御建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
559	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線B	クラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
560	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線B	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	2		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
561	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V無停電交流母線B	高レベル廃液ガラス固化建屋	1		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
562	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V計測母線A	精製建屋	2		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
563	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V計測母線A	制御建屋	2		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
564	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V計測母線A	クラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	2		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
565	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V計測母線A	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	2		確認	安重	常設	S	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
566	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V計測母線A	高レベル廃液ガラス固化建屋	2		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
567	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V計測母線B	精製建屋	2		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
568	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V計測母線B	制御建屋	2		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
569	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V計測母線B	クラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	2		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
570	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V計測母線B	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	2		確認	安重	常設	S	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
571	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	105V計測母線B	高レベル廃液ガラス固化建屋	2		確認	安重	常設	S s	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
572	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	前処理建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤、常設電源ケーブル）	前処理建屋	2		新設	-	常設	1.2 S	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
573	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	分離建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤、常設電源ケーブル）	分離建屋	2		新設	-	常設	1.2 S	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
574	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	精製建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤、常設電源ケーブル）	精製建屋	2		新設	-	常設	1.2 S	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
575	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	クラン・ブルトニウム混合脱硝建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤、常設電源ケーブル）	クラン・ブルトニウム混合脱硝建屋	2		新設	-	常設	1.2 S	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
576	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋の重大事故対処用母線（常設分電盤、常設電源ケーブル）	高レベル廃液ガラス固化建屋	2		新設	-	常設	1.2 S	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
577	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	受電開閉設備	開閉所	1		確認	非安重	常設	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
578	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	受電開閉設備	第2開閉所	1		確認	非安重	常設	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
579	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	1号受電変圧器	ユーティリティ建屋	1		確認	非安重	常設	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
580	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	2号受電変圧器	ユーティリティ建屋	1		確認	非安重	常設	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
581	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	3号受電変圧器	第2ユーティリティ建屋	1		確認	非安重	常設	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
582	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	4号受電変圧器	第2ユーティリティ建屋	1		確認	非安重	常設	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
583	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	ユーティリティ建屋6.9kVメタラC	ユーティリティ建屋	1		確認	非安重	常設	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
584	その他再処理設備の附属施設	電気設備	電気設備	ユーティリティ建屋6.9kVメタラC1	ユーティリティ建屋	1		確認	非安重	常設	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			



























## 別添 1 設工認申請書における類型化対応について

## 設工認申請書における類型化対応について

### 1. 設工認申請書に対する類型化の考え方

類型化にあたっては、技術基準規則の各条文に応じた類型化が必要となる。また、設工認申請書の本文及び添付書類の記載内容を踏まえた類型化を行う必要がある。

類型化に対する考え方を以下に示す。

<本文に対する考え方>

- ・技術基準規則の各条文に対する基本設計方針については、条文毎に設定しているため、類型化は行わない。
- ・仕様書の記載については、主要設備個々の記載を確認する必要があるため、類型化は行わない。

<添付書類に対する考え方>

- ・技術基準への適合に関する説明書に対しては、①設備の形状、②評価実施内容の技術的観点、③既設設備に対する申請状況（新設、補強、既設）等を踏まえた類型化を行う。

これらの類型化の実施にあたっては、分割申請という対応を踏まえ、設工認申請書内で全ての設備に対して管理する必要がある。次項においては、設工認申請における対応を示す。

### 2. 設工認申請書における類型化への対応について

類型化の考え方については基本方針内にて示すが、基本方針の作成にあたっては、各条文で技術的観点が異なるため、条文毎に作成する。

これら設工認申請書における類型化対応について、一例を添付に示す。

### 3. 分割申請計画について

上記の類型化の考え方に基づき類型化を検討中であり、今後、分割申請計画を見直す予定。

－ 以 上 －

## 設工認申請書の構成について（耐震）

### 1. 耐震評価における類型化

新規制基準における機器・配管系の耐震評価は、作成要領に基づき添付で示す規則第六条の要求である地震による耐震評価結果を示す。

耐震評価結果の示し方としては、耐震性を必要とする全ての設備に対して類型化を行う。

ここでは、耐震計算書を一例として、類型化を踏まえた本文の基本設計方針、添付の耐震性に関する説明書、添付書類の構成について示す。

### 2. 設工認申請書の構成

類型化の考え方の示し方については従来の設工認申請書にないことから、類型化の示し方としては、記載内容を踏まえた記載を行う必要がある。

#### ➤ 基本設計方針<本文>

##### (1) 技術基準規則への適合について

- ・主な記載内容としては、耐震重要度分類、地震動の策定方針、荷重の組合せと許容限界等を記載している。

##### (2) 主要設備リスト

- ・設備の耐震重要度、機器の種類、設備分類を記載している。

#### ➤ 耐震性に関する説明書<添付書類>

##### (1) 耐震性に関する基本方針

- ・主な基本方針としては、耐震設計の全体概要、地震動策定方針、機能維持方針、機器及び配管系の支持方針等を記載している（別添－1参照）。

耐震評価における類型化に基づく申請書の作成方法については、耐震性に関する基本方針内において耐震評価の実施方法等を示しているため、添付書類に類型化の考えを纏めたうえで別紙として添付することを計画している。

類型化に対する説明書の骨子案について別添－2に示す。

#### ➤ 添付書類の構成<耐震計算書>

- ・評価結果について、一覧表及び補足説明資料を添付する（別添－3参照）。

－ 以 上 －



耐震性に関する基本方針 構成 (例)				
1				〇〇施設の耐震性に関する説明書
1				〇〇施設の耐震性に関する基本方針
1	1			耐震設計の基本方針
1	1	別紙		申請設備に係る類型化の考え方
1	1	1		基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要
1	1	2		地盤の支持性能に係る基本方針
1	1	3		重要度分類の基本方針
1	1	4		波及的影響に係る基本方針
1	1	5		地震応答解析の基本方針
1	1	5	別紙	地震観測網
1	1	6		設計用床応答曲線の策定方針
1	1	6	別紙	各施設の設計用床応答曲線
1	1	7		水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針
1	1	7	別紙	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ評価対象設備の抽出結果
1	1	8		機能維持の検討方針
1	1	9		構造計画、材料選択上の留意点
2				〇〇施設の耐震性に関する計算書
2	1			〇〇〇〇の耐震性に関する計算書
2	2			〇〇〇〇の耐震性に関する計算書
2	3			基準地震動の見直しに伴う既設設備の耐震性に関する計算書
2	4			波及的影響をおよぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価結果
2	5			水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果
3				計算機プログラム（解析コード）の概要

## 耐震評価に係る類型化の説明書の骨子案

### 1. 概要

新規制基準における耐震評価については、耐震評価における技術的な内容を踏まえた類型化を行う。

### 2. 類型化の考え方

#### 2.1 類型化に用いる技術的観点

##### 2.1.1 設備形状・評価手法による類型化

- ・設備形状に対する観点として、評価モデル及び拘束条件により類型化。
- ・評価手法に対する観点として、簡易的な評価と計算機プログラムを用いた評価により類型化。

##### 2.2.2 設備毎の申請状況に応じた類型化

- ・施設ごとの申請状況（新設、補強、既設）に応じ、既認可の説明内容を踏まえた類型化。

### 3. 類型化を踏まえた代表選定の考え方

#### 3.1 代表選定の考え方

- ・類型化内の設備に対して網羅的であることを示した上で代表設備に説明を行う。

#### 3.2 代表選定の妥当性

- ・代表以外の設備は代表設備と技術的観点から類型化が妥当であることの説明を行う。

## 評価結果一覧表

## 【ガラス固化体貯蔵建屋】

機器番号 又は 機器名称	耐震 クラス	評価結果※1							
		評価 部位	応力の 種類	Sd			Ss		
				算出 応力 (MPa)	許容 応力 (MPa)	応力比	算出 応力 (MPa)	許容 応力 (MPa)	応力比
通風管	S	中段 ブラケット	組合せ			—			0.20
収納管	S	首部	組合せ			—			0.09
貯蔵建屋床面 走行クレーン	B※2	西側 ガーダ	曲げ			—			0.74
貯蔵建屋床面走 行クレーンのト ロリ及びしゃへ い容器	S	シア プレート の溶接部	せん断			—			0.59

※1 設備毎の Ss による応力比が最大となる評価部位及び応力の種類に対する評価結果を示す。

※2 貯蔵建屋床面走行クレーンは耐震重要度が B クラスであるが、S クラスのしゃへい容器と一体構造のため、S クラス施設に適用される地震力に対して耐えるように設計する。

■については商業機密の観点から公開できません。

5. 計算結果

5.1 設計条件

機器名称	耐震設計上の重要度分類	据付場所及び床面高さ (m)	固有周期 (s)	静的震度 (3.6Ci)		弾性設計用地震動 Sd		基準地震動 Ss		最高使用温度 (°C)
				水平方向設計震度	鉛直方向設計震度	水平方向設計震度	鉛直方向設計震度	水平方向設計震度	鉛直方向設計震度	
収納管	S									

- 注記 1) : 基準床レベルを示す。  
 2) : 弾性設計用地震動Sd又は基準地震動Ssによる基準床レベルの設計用床応答曲線を入力地震動とする。  
 但し、鉛直方向については剛な構造であるので、基準床レベルの最大応答加速度の1.2倍(1.2ZPA)を設計震度とする。  
 3) : 1本の収納管にガラス固化体2.0kW×9本を収納したときを考慮して設定する。  
 4) : 1次の固有周期を示す。

5.2 機器要目

$m_o$ (kg)	$D_i$ (mm)	$t$ (mm)	$E$ (MPa)	$G$ (MPa)	$F$ (MPa)	$F^*$ (MPa)	$A$ (mm <sup>2</sup> )	$A_1$ (mm <sup>2</sup> )	$I$ (mm <sup>4</sup> )	$\ell$ (mm)	$\ell_1$ (mm)	$\ell_2$ (mm)

5.3 結論

(1) 算出応力

(単位: MPa)

部位	材料	応力	Sd又は3.6Ci		Ss	
			算出応力	許容応力	算出応力	許容応力
首部		組合せ				
		引張と曲げの組合せ				
中段支持部		組合せ				
		引張と曲げの組合せ				
下段支持部		組合せ				
		引張と曲げの組合せ				

すべて許容応力以下であるので安全である。

(2) 計算数値

a. 固有周期

モード	固有周期 (s)
1次	
2次	

b. 地震応答解析結果

(a) 各部位における曲げモーメント(M<sub>1</sub>)及びせん断力(Q<sub>1</sub>)

部位	Sd又は3.6Ci		Ss	
	M <sub>1</sub> (N・mm)	Q <sub>1</sub> (N)	M <sub>1</sub> (N・mm)	Q <sub>1</sub> (N)
首部				
中段支持部				
下段支持部				

(b) 中段支持部及び下段支持部における支持反力  
(通風管の耐震計算に使用)

部位	Sd又は3.6Ci (N)	Ss (N)
中段支持部		
下段支持部		

■については商業機密の観点から公開できません。

## 別添 2 廃棄物管理施設の状況

設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理(廃棄物管理施設)

1	2		3	4		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
*1 竜巻にある評価A~Dは												設工認申請 添付書類												
評価A: 風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突による組み合わせ荷重を考慮した評価(建物)												5,6条 11条 8条												
評価B: 設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離が生じないことの評価												火災及び爆発の防止に関する説明書												
評価C: 風圧力、及び設計飛来物の衝突による組み合わせ荷重を考慮した評価(構造物)												火災の影響軽減												
評価D: 気圧差による荷重の評価												竜巻*1 火山 外部火災												
*2 構造強度評価の凡例												火災耐久試験結果(3時間耐火及び1時間耐火)												
分類番号 評価分類名												建屋の風圧力等及び飛来物の評価(防護対象)												
a○ 建物												気圧差評価												
b○ クレーン、台車類												風圧力等の評価(波及影響)												
c○ 縦長設備												建屋の強度評価												
d○ 躯体付構造設備												敷地内の火災源に対する評価												
e○ 矩形構造の架構設備												近隣産業施設に対する												
f○ 排気筒																								
凡例																								
■: 代表機器																								
○: 評価の対象																								
●: 説明の対象																								
◎: 安全審査で説明したもの																								
番号	施設区分	設備区分	機種	機器名称	設置場所	数量	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	評価A	評価B	評価D	評価A	評価C	建屋の強度評価	敷地内の火災源に対する評価	近隣産業施設に対する	グループ					
1	廃棄物管理施設本体	ガラス固化体貯蔵設備	建物・構築物	ガラス固化体貯蔵建屋	屋外	1	改造	-	-	S s	a●							◎		○	Gr. 1			
2	廃棄物管理施設本体	ガラス固化体貯蔵設備	建物・構築物	貯蔵区域しゃへい	ガラス固化体貯蔵建屋	1	確認	安重	-	S	a○											Gr. 1		
3	廃棄物管理施設本体	ガラス固化体貯蔵設備	建物・構築物	ガラス固化体検査室しゃへい	ガラス固化体貯蔵建屋	1	確認	安重	-	S	a○												Gr. 1	
4	廃棄物管理施設本体	ガラス固化体貯蔵設備	建物・構築物	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	屋外	1	確認	-	-	S s	a○		●	●			◎	●	●					Gr. 1
5	廃棄物管理施設本体	ガラス固化体貯蔵設備	建物・構築物	貯蔵区域しゃへい	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	確認	安重	-	S	a○													
13	放射性廃棄物の受入れ施設	ガラス固化体受入れ設備	建物・構築物	ガラス固化体受入れ建屋	屋外	1	改造	-	-	S s	a○				○						Gr. 2			
6	廃棄物管理施設本体	ガラス固化体貯蔵設備	搬送設備	しゃへい容器	ガラス固化体貯蔵建屋	1	確認	安重	-	S	b○											Gr. 2		
11	廃棄物管理施設本体	ガラス固化体貯蔵設備	搬送設備	ガラス固化体床面走行クレーン	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	確認	非安重	-	S s	b○												Gr. 2	
12	廃棄物管理施設本体	ガラス固化体貯蔵設備	搬送設備	ガラス固化体床面走行クレーン	ガラス固化体貯蔵建屋	1	確認	非安重	-	S s	b○													Gr. 2
7	廃棄物管理施設本体	ガラス固化体貯蔵設備	建物・構築物	収納管	ガラス固化体貯蔵建屋	160	確認	安重	-	S	c●			●										
9	廃棄物管理施設本体	ガラス固化体貯蔵設備	建物・構築物	収納管	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	160	確認	安重	-	S	c○			○							Gr. 3			
8	廃棄物管理施設本体	ガラス固化体貯蔵設備	建物・構築物	通風管	ガラス固化体貯蔵建屋	160	確認	安重	-	S	d○											Gr. 4		
10	廃棄物管理施設本体	ガラス固化体貯蔵設備	建物・構築物	通風管	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	160	確認	安重	-	S	d○												Gr. 4	
14	放射性廃棄物の受入れ施設	ガラス固化体受入れ設備	機械装置類	ガラス固化体放射能測定装置	ガラス固化体貯蔵建屋	1	改造	非安重	-	S s	e○													Gr. 5
19	その他廃棄物管理設備の附属施設	換気設備	換気筒	北換気筒(ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒)	屋外	1	改造	非安重	-	S s	f●						●							
20	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	建物・構築物	火災影響軽減設備(耐火壁)	ガラス固化体貯蔵建屋	1	改造	非安重	-	C		◎									Gr. 7			
21	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	建物・構築物	火災影響軽減設備(耐火壁)	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	改造	非安重	-	C		◎										Gr. 7		
22	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	建物・構築物	火災影響軽減設備(耐火壁)	ガラス固化体受入れ建屋	1	改造	非安重	-	C		◎											Gr. 7	
15	放射線管理施設	放射線管理設備	計装設備	放射線監視設備	屋外	11	既設	非安重	-	C														Gr. 8 (基本設計方針のみ)
16	放射線管理施設	放射線管理設備	計装設備	出入管理関係設備	北換気筒管理建屋	1	既設	非安重	-	C														
17	放射線管理施設	放射線管理設備	計装設備	個人管理用設備	保健管理建屋	3	既設	非安重	-	C											Gr. 8 (基本設計方針のみ)			
18	放射線管理施設	放射線管理設備	計装設備	個人管理用設備	ガラス固化体受入れ建屋	1	既設	非安重	-	-												Gr. 8 (基本設計方針のみ)		
23	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	機械装置類	消火栓設備	ガラス固化体貯蔵建屋	1	改造	非安重	-	C													Gr. 8 (基本設計方針のみ)	
24	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	機械装置類	消火栓設備	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	改造	非安重	-	C														Gr. 8 (基本設計方針のみ)
25	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	機械装置類	消火栓設備	ガラス固化体受入れ建屋	1	改造	非安重	-	C														
26	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	電気設備	蓄電池付き照明	ガラス固化体貯蔵建屋	1	改造	非安重	-	C											Gr. 8 (基本設計方針のみ)			
27	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	電気設備	蓄電池付き照明	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	改造	非安重	-	C												Gr. 8 (基本設計方針のみ)		
28	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	電気設備	蓄電池付き照明	ガラス固化体受入れ建屋	1	改造	非安重	-	C													Gr. 8 (基本設計方針のみ)	
29	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	計装設備	火災感知器	ガラス固化体貯蔵建屋	1	改造	非安重	-	C														Gr. 8 (基本設計方針のみ)
30	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	計装設備	火災感知器	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	改造	非安重	-	C														
31	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	計装設備	火災感知器	ガラス固化体受入れ建屋	1	改造	非安重	-	C											Gr. 8 (基本設計方針のみ)			
32	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	計装設備	水素漏えい検知器	ガラス固化体貯蔵建屋	1	改造	非安重	-	C												Gr. 8 (基本設計方針のみ)		
33	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	計装設備	水素漏えい検知器	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	改造	非安重	-	C													Gr. 8 (基本設計方針のみ)	
34	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	機械装置類	消火水供給設備	ユーティリティ建屋	1	既設	非安重	-	C														Gr. 8 (基本設計方針のみ)
35	その他廃棄物管理設備の附属施設	火災防護設備(消防用設備)	機械装置類	消火水供給設備	屋外	1	既設	非安重	-	C														
36	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	動力用変圧器	ユーティリティ建屋	2	既設	非安重	-	C											Gr. 8 (基本設計方針のみ)			
37	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	遮断器	開閉所	2	既設	非安重	-	C												Gr. 8 (基本設計方針のみ)		
38	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	運転予備用母線	ガラス固化体受入れ建屋	1	既設	非安重	-	C													Gr. 8 (基本設計方針のみ)	
39	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	運転予備用母線	ガラス固化体貯蔵建屋	1	既設	非安重	-	C														Gr. 8 (基本設計方針のみ)
40	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	運転予備用母線	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	既設	非安重	-	C														

設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理(廃棄物管理施設)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
*1 竜巻にある評価A~Dは 評価A: 風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突による組み合わせ荷重を考慮した評価 (建物) 評価B: 設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離が生じないことの評価 評価C: 風圧力、及び設計飛来物の衝突による組み合わせ荷重を考慮した評価 (構造物) 評価D: 気圧差による荷重の評価										*2 構造強度評価の凡例 分類番号 評価分類名 a○ 建物 b○ クレーン、台車類 c○ 縦長設備 d○ 躯体付構造設備 e○ 矩形構造の架構設備 f○ 排気筒 凡例 ■: 代表機器 ○: 評価の対象 ●: 説明の対象 ◎: 安全審査で説明したもの										設工認申請 添付書類 5,6条 11条 8条 主要な再処理施設に関する説明書 火災及び爆発の防止に関する説明書 火災の影響軽減 火災耐久試験結果(3時間耐火及び1時間耐火) 建屋の風圧力等及び飛来物の評価(防護対象) 気圧差評価 風圧力等の評価(波及影響) 建屋の強度評価 敷地内の火災源に対する評価 近隣産業施設に対する	グループ
番号	施設区分	設備区分	機種	機器名称	設置場所	数量	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計	評価A	評価B	評価D	評価A	評価C	建屋の強度評価	敷地内の火災源に対する評価	近隣産業施設に対する	Gr. 8 (基本設計方針のみ)		
41	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	運転予備用母線	保健管理建屋	1	既設	非安重	-	C											
42	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	運転予備用母線	北換気筒管理建屋	1	既設	非安重	-	C											
43	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	常用母線	ガラス固化体受入れ建屋	1	既設	非安重	-	C											
44	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	常用母線	ガラス固化体貯蔵建屋	1	既設	非安重	-	C											
45	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	常用母線	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	既設	非安重	-	C											
46	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	常用母線	保健管理建屋	1	既設	非安重	-	C											
47	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	常用母線	北換気筒管理建屋	1	既設	非安重	-	C											
48	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	予備電源用ディーゼル発電機	ガラス固化体貯蔵建屋	1	既設	非安重	-	C											
49	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	予備電源用ディーゼル発電機	D/G用燃料油受入れ・貯蔵所	1	既設	非安重	-	C											
50	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	直流電源設備	ガラス固化体貯蔵建屋	1	既設	非安重	-	C											
51	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	直流電源設備	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	既設	非安重	-	C											
52	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	無停電電源装置	ガラス固化体受入れ建屋	1	既設	非安重	-	C											
53	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	無停電電源装置	ガラス固化体貯蔵建屋	1	既設	非安重	-	C											
54	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	無停電電源装置	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	既設	非安重	-	C											
55	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	無停電電源装置	北換気筒管理建屋	1	既設	非安重	-	C											
56	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	避難用照明	ガラス固化体受入れ建屋	1	既設	非安重	-	C											
57	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	避難用照明	ガラス固化体貯蔵建屋	1	既設	非安重	-	C											
58	その他廃棄物管理設備の附属施設	電気設備	電気設備	避難用照明	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	既設	非安重	-	C											
59	その他廃棄物管理設備の附属施設	通信連絡設備	計装設備	ページング装置	ガラス固化体受入れ建屋	1	既設	非安重	-	C											
60	その他廃棄物管理設備の附属施設	通信連絡設備	計装設備	ページング装置	ガラス固化体貯蔵建屋	1	既設	非安重	-	C											
61	その他廃棄物管理設備の附属施設	通信連絡設備	計装設備	ページング装置	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	既設	非安重	-	C											
62	その他廃棄物管理設備の附属施設	通信連絡設備	計装設備	ページング装置	北換気筒管理建屋	1	既設	非安重	-	C											
63	その他廃棄物管理設備の附属施設	通信連絡設備	計装設備	所内携帯電話	ユーティリティ建屋	1	既設	非安重	-	C											
64	その他廃棄物管理設備の附属施設	通信連絡設備	計装設備	所内携帯電話	ガラス固化体受入れ建屋	1	既設	非安重	-	C											
65	その他廃棄物管理設備の附属施設	通信連絡設備	計装設備	所内携帯電話	ガラス固化体貯蔵建屋	1	既設	非安重	-	C											
66	その他廃棄物管理設備の附属施設	通信連絡設備	計装設備	所内携帯電話	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	既設	非安重	-	C											
67	その他廃棄物管理設備の附属施設	通信連絡設備	計装設備	所内携帯電話	北換気筒管理建屋	1	既設	非安重	-	C											
68	その他廃棄物管理設備の附属施設	通信連絡設備	計装設備	一般加入電話	ガラス固化体受入れ建屋	1	新設	非安重	-	C											
69	その他廃棄物管理設備の附属施設	通信連絡設備	計装設備	衛星携帯電話	ガラス固化体受入れ建屋	1	新設	非安重	-	C											
70	その他廃棄物管理設備の附属施設	圧縮空気設備 *2	容器	空気貯槽	ユーティリティ建屋	1	既設※	非安重	-	C											
71	その他廃棄物管理設備の附属施設	圧縮空気設備 *2	圧縮機	空気圧縮機	ユーティリティ建屋	4	既設※	非安重	-	C											
72	その他廃棄物管理設備の附属施設	圧縮空気設備 *2	主配管	配管	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	既設※	非安重	-	C											
73	その他廃棄物管理設備の附属施設	圧縮空気設備 *2	主配管	配管	ガラス固化体受入れ建屋	1	既設※	非安重	-	C											
74	その他廃棄物管理設備の附属施設	圧縮空気設備 *2	主配管	配管	ユーティリティ建屋	1	既設※	非安重	-	C											
75	その他廃棄物管理設備の附属施設	給水処理設備 *3	容器	ろ過水貯槽	屋外	1	既設※	非安重	-	C											
76	その他廃棄物管理設備の附属施設	給水処理設備 *3	主配管	配管	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	既設※	非安重	-	C											
77	その他廃棄物管理設備の附属施設	給水処理設備 *3	主配管	配管	ガラス固化体受入れ建屋	1	既設※	非安重	-	C											
78	その他廃棄物管理設備の附属施設	蒸気供給設備 *4	容器	ボイラ	ボイラ建屋	3	既設※	非安重	-	C											
79	その他廃棄物管理設備の附属施設	蒸気供給設備 *4	主配管	配管	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	1	既設※	非安重	-	C											
80	その他廃棄物管理設備の附属施設	蒸気供給設備 *4	主配管	配管	ガラス固化体受入れ建屋	1	既設※	非安重	-	C											

設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理(廃棄物管理施設)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
* 1 竜巻にある評価A～Dは 評価A：風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突による組み合わせ荷重を考慮した評価（建物） 評価B：設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離が生じないことの評価 評価C：風圧力、及び設計飛来物の衝突による組み合わせ荷重を考慮した評価（構造物） 評価D：気圧差による荷重の評価				*2 構造強度評価の凡例 分類番号   評価分類名 a ○   建物 b ○   クレーン、台車類 c ○   縦長設備 d ○   躯体付構造設備 e ○   矩形構造の架構設備 f ○   排気筒		凡例 ■：代表機器 ○：評価の対象 ●：説明の対象 ◎：安全審査で説明したもの				設工認申請 添付書類 5,6条 11条 8条 主要な再処理施設の耐震性に関する説明書 火災及び爆発の防止に関する説明書 火災の影響軽減 火災耐久試験結果（3時間耐火及び1時間耐火） 建屋の風圧力等及び飛来物の評価（防護対象） 気圧差評価 風圧力等の評価（波及影響） 建屋の強度評価 敷地内の火災源に対する評価 近隣産業施設に対する											グループ
番号	施設区分	設備区分	機種	機器名称	設置場所	数量	変更区分	DB区分	SA区分	耐震設計											Gr. 8 (基本設計方針のみ)
81	その他廃棄物管理設備の附属施設	蒸気供給設備 *4	主配管	配管	ボイラ用燃料貯蔵所	1	既設※	非安重	—	C											
82	その他廃棄物管理設備の附属施設	蒸気供給設備 *4	主配管	配管	ボイラ建屋	1	既設※	非安重	—	C											



竜巻影響評価①

項目	内容
風圧力等（複合荷重）に対する影響評価①	<p>評価方法</p> <p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 竜巻防護対象施設を収納する建屋               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ガラス固化体貯蔵建屋</li> <li>➢ ガラス固化体貯蔵建屋B棟</li> </ul> </li> <li>◆ 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ガラス固化体受入れ建屋</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 設計荷重（竜巻）として、風圧力、気圧差及び設計飛来物の衝突による組合せ荷重並びにその他考慮すべき荷重として、自重、積載荷重を考慮するとともに、積雪との重ね合わせを考慮する。</li> <li>◆ 建屋全体の主要構造の健全性確認及び波及影響確認は、建屋の質点系モデルに設計荷重（竜巻）を静的に作用させ、変形量（耐震壁のせん断ひずみ及び鉄骨架構の層間変形角または変形量）を評価する。この時、飛来物の衝突荷重は力積等価となる静的荷重を設定し、安全側の評価となるよう建物の最上部に作用させる。</li> <li>◆ 屋根の構造の健全性確認は、風圧力、気圧差及び常時作用する荷重による荷重条件と設計時長期荷重の荷重増分比率により評価する。</li> </ul>
安全審査での説明状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 評価対象となる建屋を個別に明記。</li> <li>◆ 評価における荷重の組み合わせ方について整理資料に明記。</li> </ul>
既認可からの変更内容	<p>—</p>
審査における説明内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上記方針に則った評価における評価モデルの考え方、評価結果について個別に説明する。</li> <li>◆ 建屋に対する評価方法は共通であるため、代表建屋ひとつを説明する。</li> </ul>

竜巻影響評価②

項目	内容
<p>飛来物の衝突 に対する影響 評価</p>	<p>評価方法</p> <p>(1)対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 竜巻防護対象施設を収納する建屋 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ガラス固化体貯蔵建屋</li> <li>➤ ガラス固化体貯蔵建屋B棟</li> </ul> </li> </ul> <p>(2)評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 設計飛来物の衝突に対して、竜巻防護対象施設を設置する区画の構成部材（壁及び屋根）が貫通及び裏面剥離を防止できる構造であることを評価する。</li> <li>◆ 貫通限界厚さは Degen 式で、裏面剥離限界厚さは Chang 式で算出し、この必要厚さを満足することを確認する。裏面剥離限界厚さを満足しない部位については、衝突解析により裏面剥離が生じないことを確認する。</li> <li>◆ 衝突解析は、被衝突側の対象構造及び設計飛来物をモデル化、動的な荷重を作用させ、部材応力（最内層部材の破断ひずみ）により評価する。</li> </ul>
<p>安全審査で の説明状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 評価対象となる建屋を個別に明記。</li> <li>◆ 設計飛来物に対する評価ではないが、評価式については整理資料に記載している（車両の衝突に対する貫通限界厚さ、裏面剥離限界厚さの算出を記載）。</li> </ul>
<p>既認可から の変更内容</p>	<p>—</p>
<p>審査におけ る説明内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上記に則った評価結果について個別に説明する。</li> <li>◆ 建屋に対する評価方法は共通であるため、代表建屋ひとつを説明する。</li> </ul>

竜巻影響評価③

項目	内容
風圧力等（複合荷重）に対する影響評価②	<p>評価方法</p> <p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設のうち建屋以外 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 設計荷重（竜巻）としての風圧力及び設計飛来物の衝突による組合せ荷重に対して主要構造の健全性が維持され、倒壊に至らないことを評価する。</li> <li>◆ 飛来物の衝突については、評価上厳しい部位に衝突させることを考慮することとし、健全性が維持できないと想定される脚部の一部欠損を前提とした応力評価を実施する。応力評価の結果がNGの場合は、詳細評価（衝突解析）を実施する。</li> <li>◆ 衝突解析は、被衝突側の対象構造及び設計飛来物をモデル化、動的な荷重を作用させ、部材の破断ひずみにより評価する。</li> <li>◆ 評価にあたっては自重を考慮するとともに、その他の自然現象として積雪との重ね合わせを考慮する。</li> </ul>
安全審査での説明状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 評価対象となる屋外施設を個別に明記。</li> <li>◆ 評価における荷重の組み合わせ方について整理資料に明記。</li> </ul>
既認可からの変更内容	—
審査における説明内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上記方針に則った評価における評価モデルの考え方、評価結果について個別に説明する。</li> <li>◆ 対象設備はひとつであるため、個別に説明する。</li> </ul>

竜巻影響評価④

項目	内容
気圧差に対する影響評価	<p>評価方法</p> <p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 建屋内の竜巻防護対象施設のうち外気と繋がっている施設               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ガラス固化体貯蔵設備の収納管</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 気圧差によって生じる応力が、許容応力を下回ることを確認する。</li> </ul>
	<p>安全審査での説明状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 評価対象となる施設を個別に明記。</li> </ul>
	<p>既認可からの変更内容</p> <p>—</p>
	<p>審査における説明内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 上記方針に則った評価における評価モデルの考え方、評価結果について個別に説明する。</li> <li>◆ 対象設備はひとつであるため、個別に説明する。</li> </ul>